

令和七年十二月十九日（金曜日）午前十時五十五分 開議

議事日程第五号

令和七年十二月十九日（金曜日）午前十時開議

- 第一 議第百五十号 令和七年度山形県一般会計補正予算（第五号）
- 第二 議第百五十一号 令和七年度山形県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第一号）
- 第三 議第百五十二号 令和七年度山形県国民健康保険特別会計補正予算（第一号）
- 第四 議第百五十三号 令和七年度山形県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第一号）
- 第五 議第百五十四号 令和七年度山形県土地取得事業特別会計補正予算（第一号）
- 第六 議第百五十五号 令和七年度山形県港湾整備事業特別会計補正予算（第二号）
- 第七 議第百五十六号 令和七年度山形県流域下水道事業会計補正予算（第二号）
- 第八 議第百五十七号 令和七年度山形県電気事業会計補正予算（第二号）
- 第九 議第百五十八号 令和七年度山形県工業用水道事業会計補正予算（第二号）
- 第十 議第百五十九号 令和七年度山形県水道用水供給事業会計補正予算（第一号）
- 第十一 議第百六十号 令和七年度山形県病院事業会計補正予算（第二号）
- 第十二 議第百六十一号 山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例等の一部を改正する条例の設定について
- 第十三 議第百六十二号 山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定について
- 第十四 議第百六十三号 山形県手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 第十五 議第百六十四号 山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第十六 議第百六十五号 住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例の制定について
- 第十七 議第百六十六号 山形県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第十八 議第百六十七号 山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第十九 議第百六十八号 山形県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第二十 議第百六十九号 山形県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第二十一 議第百七十号 山形県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 第二十二 議第百七十一号 山形県県営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 第二十三 議第百七十二号 山形県義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例等の一部を改正する条例の設定について
- 第二十四 議第百七十三号 都市計画街路事業（単独）に要する費用の一部負担について
- 第二十五 議第百七十四号 下水道事業（単独）に要する費用の一部負担について
- 第二十六 議第百七十五号 道路事業（単独）に要する費用の一部負担について
- 第二十七 議第百七十六号 急傾斜地崩壊対策事業（単独）に要する費用の一部負担について
- 第二十八 議第百七十七号 一般県道余目松山線道路施設長寿命化対策事業庄内橋桁製作架設工事請負契約の一部変更について
- 第二十九 議第百七十八号 主要地方道新庄次年子村山線道路施設長寿命化対策事業堀内橋桁製作架設工事請負契約の一部変更について
- 第三十 議第百七十九号 ダム整備事業木地山ダム放流設備更新工事請負契約の一部変更について
- 第三十一 議第百八十号 山形県立上山高等養護学校校舎改築（建築）工事請負契約の締結について
- 第三十二 議第百八十一号 交通事故に基づき生じた損害賠償の和解について
- 第三十三 議第百八十二号 当せん金付証票の発売について
- 第三十四 議第百八十三号 山形県総合文化芸術館（山形魅力発信モール）の指定管理者の指定について
- 第三十五 議第百八十四号 山形県体育館及び山形県武道館の指定管理者の指定について
- 第三十六 議第百八十五号 山形県遊学の森の指定管理者の指定について
- 第三十七 議第百八十六号 最上川ふるさと総合公園の指定管理者の指定について
- 第三十八 議第百八十七号 庄内空港緩衝緑地の指定管理者の指定について

- 第三十九 議第百八十八号 マリンパーク鼠ヶ関の指定管理者の指定について
第四十 議第百八十九号 県民ゴルフ場の指定管理者の指定について
第四十一 議第百九十号 公立大学法人東北公益文科大学に係る重要な財産について
第四十二 議第百九十一号 公立大学法人東北公益文科大学が達成すべき業務運営に関する目標を定めることについて
第四十三 議第百九十二号 令和七年度山形県一般会計補正予算（第四号）の専決処分の承認について
第四十四 議第百九十四号 令和七年度山形県一般会計補正予算（第六号）
第四十五 議第百九十五号 令和七年度山形県流域下水道事業会計補正予算（第三号）
第四十六 議第百九十六号 令和七年度山形県電気事業会計補正予算（第三号）
第四十七 議第百九十七号 令和七年度山形県水道用水供給事業会計補正予算（第二号）
第四十八 請願
第四十九 山形県議会定数等検討委員会の調査終了報告について
第五十 山形県議会定数等検討委員会の廃止について
第五十一 発議第十六号 北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書
第五十二 発議第十七号 飛島の特定有人国境離島地域への追加指定を求める意見書
第五十三 発議第十八号 ひきこもり支援に関する法整備を求める意見書
第五十四 議員の派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程第五号に同じ。

出席議員（四十三名）

- 一 番 石 川 渉 議員
二 番 佐 藤 寿 議員
三 番 斎 藤 俊一郎 議員
四 番 橋 本 彩 子 議員
五 番 松 井 愛 議員
六 番 石 川 正 志 議員
七 番 阿 部 恭 平 議員
八 番 鈴 木 学 議員
九 番 伊 藤 香 織 議員
十 番 石 塚 慶 議員
十一 番 関 徹 議員
十二 番 江 口 暢 子 議員
十三 番 阿 部 ひとみ 議員
十四 番 梅 津 庸 成 議員
十五 番 高 橋 弓 翳 議員
十六 番 佐 藤 文 一 議員
十七 番 相 田 曜 出 夫 議員
十八 番 佐 藤 正 崑 議員
十九 番 遠 藤 寛 明 議員
二十 番 相 田 光 照 議員
二十一 番 遠 藤 和 典 議員
二十二 番 菊 池 文 昭 議員
二十三 番 今 野 美 奈 子 議員
二十四 番 高 橋 淳 議員
二十五 番 青 木 彰 榮 議員
二十六 番 梶 原 宗 明 議員
二十七 番 五十嵐 智 洋 議員
二十八 番 能 登 淳 一 議員

二十九番 柴 田 正 人 議員
三十 番 渋 間 佳寿美 議員
三十一番 矢 吹 栄 修 議員
三十二番 小 松 伸 也 議員
三十三番 吉 村 和 武 議員
三十四番 高 橋 啓 介 議員
三十五番 木 村 忠 三 議員
三十六番 加 賀 正 和 議員
三十七番 森 谷 仙一郎 議員
三十八番 楠 津 博 士 議員
三十九番 奥 山 誠 治 議員
四十 番 伊 藤 重 成 議員
四十一番 舟 山 現 人 議員
四十二番 田 澤 伸 一 議員
四十三番 森 田 廣 議員

説明のため出席した者

知事	吉 村 美栄子	君
副知事	高 橋 徹	君
副知事	折 原 英 人	君
企業管理者	松 澤 勝 志	君
病院事業管理者	阿 彦 忠 之	君
総務部長	小 中 章 雄	君
みらい企画創造部長	會 田 淳 士	君
防災くらし安心部長	庄 司 雅 人	君
環境エネルギー部長	沖 本 佳 祐	君
しあわせ子育て応援部長	齋 藤 恵美子	君
健康福祉部長	酒 井 雅 彦	君
産業労働部長	奥 山 敦	君
観光文化スポーツ部長	黒 田 あゆ美	君
農林水産部長	高 橋 和 博	君
県土整備部長	永 尾 慎一郎	君
会計管理者	柴 崎 渉	君
財政課長	安 孫 子 幸 一	君
教育長	須 貝 英 彦	君
公安委員会委員長	柴 田 曜 子	君
警察本部長	水 庭 誠一郎	君
代表監査委員	柴 田 優	君
人事委員会委員長	安 孫 子 俊 彦	君
人事委員会事務局長	工 藤 明 子	君
労働委員会事務局長	鈴 木 和 枝	君

午前 十時 五十五分 開 議

○議長（田澤伸一議員） これより本日の会議を開きます。

日程第一議第百五十号議案から日程第四十八請願まで
(各常任委員長報告)

○議長（田澤伸一議員） 直ちに日程に入ります。

日程第一議第百五十号令和七年度山形県一般会計補正予算第五号から日程第四十八請願までの四十八案件を一括議題に供します。

これら案件に対する審査の経過と結果について、各常任委員長より報告を求めます。

報告の順は私から指名いたします。

文教公安常任委員長伊藤香織議員。

○文教公安常任委員長（伊藤香織議員） 文教公安常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託になりました案件は、議第百五十号中本委員会所管分、議第百七十二号及び議第百八十号の三議案であります。

これら案件の審査に当たりましては、執行部から説明を聴取し、審査の徹底を期したのであります。

審査の過程におきましては、付託議案はもとより所管行政の各般にわたり終始活発な質疑・質問がなされたのであります。

以下、その主な事項について申し上げますと、「特殊詐欺等被害防止に向けた取組状況及び令和八年度における新たな取組の検討状況について。また、予算要求に当たっては『施策展開特別枠』の活用を検討してはどうか」「熊対策における警察装備の整備状況について」「『グローバル人材育成に向けた英語教育推進事業』における外部人材の活用要件について。また、外部人材の活用に当たっては、児童生徒に対する性犯罪等防止の観点から事前に必要な点検を行うべきと考えるがどうか」「いわゆる電動キックボードの県内における普及状況について」「公立高校入学者選抜における合理的配慮の検討状況及び出席日数が少ない不登校生徒等の調査書における評定の取扱いについて」「議第百七十二号で改正する教職調整額及び義務教育等教員特別手当の見直しの詳細について。また、当該見直しが教育現場の期待する教員の待遇改善につながらないことが懸念されるが、教育長の所感について」「令和八年度に体制整備を検討している大規模災害時における『学校支援チーム』の活動内容について」「上山高等養護学校及び山形盲学校を併設の上、改築することとした経緯について。また、併設のメリットを生かした設計の考え方について」「県内における薬物事犯の検挙状況及び薬物の入手経路について」「特別な支援を要する児童生徒が増加する中で、教員の発達支援に対する専門性を高める必要があると考えるがどうか。また、特異な才能のある児童生徒への支援など、多様な発達特性に応じた個別最適な学びを実現させるため、県としてビジョンを示すべきと考えるがどうか」など、各般にわたり質疑・質問、意見の開陳及び課題解決に向けた提案等がなされたのであります。

以上の経過をもって採決の結果、本委員会に付託になりました三議案については、全員異議なくいずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもって文教公安常任委員会における審査の経過と結果についての報告を終わります。

○議長（田澤伸一議員） 厚生環境常任委員長石川正志議員。

○厚生環境常任委員長（石川正志議員） 厚生環境常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託になりました案件は、議第百五十号中本委員会所管分、議第百五十一号、議第百五十二号、議第百六十号、議第百六十六号から議第百六十九号まで及び議第百九十四号中本委員会所管分の九議案並びに請願三件であります。

これら案件の審査に当たりましては、執行部から説明を聴取し、審査の徹底を期したのであります。

審査の過程におきましては、付託議案はもとより所管行政の各般にわたり終始活発な質疑・質問がなされたのであります。

以下、その主な事項について申し上げますと、「ひきこもりサポーター養成講座の開催状況について。また、孤独・孤立を社会全体の問題として捉え、地域全体で支えていく機運を醸成するために、多くの県民が参加できるよう講座の周知方法を工夫すべきと考えるがどうか」「今般の国の総合経済対策を踏まえた介護職員及び障がい福祉職員等の待遇改善支援事業の内容について」「戦争の記憶と記録を次世代に継承するために、継承の在り方を検討する新たな組織の設置が必要と考えるがどうか」「デジタル機器を活用した業務効率化など県立病院における医療DXを早急に推進すべきと考えるが、現在の取組状況と今後の方針について」「県内におけるこども家庭ソーシャルワーカーの資格取得者数について。また、今後のニーズの高まりにも対応できるよう資格取得に対する支援をさらに展開していくべきと考えるがどうか」「県と市町村で設置に向けた検討を行っている鳥獣被害対策やその支援を行う中間支援組織については、農作物被害のみならず熊対策を含め、県との緊密な連携体制の下運営していくことが重要と考えるがどうか」「医療現場のニーズを踏まえ、勤務環境を改善するための既存の補助事業をより活用しやすい形に見直すべきと考えるがどうか」「単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換に係る県の取組状況と今後の方針について」「国が新たに実施を予定している卵子凍結に係る課題検証のためのモデル事業への県の対応方針について」「ガバメントハ

ンターを確保するため、県や市町村において技術や知識を有する獣友会会員を職員として採用することを検討すべきと考えるがどうか」など、各般にわたり質疑・質問、意見の開陳及び課題解決に向けた提案等がなされたのであります。

以上の経過をもって採決の結果、本委員会に付託になりました九議案については、全員異議なくいずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願の審査結果について申し上げます。

本委員会に付託になりました請願三件を審査した結果、請願三三号についてはなお調査検討の要ありと認め継続審査に付すべきものと、請願三四号及び請願三五号については願意妥当と認め採択すべきものと、それぞれ決定いたしました。

以上をもって厚生環境常任委員会における審査の経過と結果についての報告を終わります。

○議長（田澤伸一議員） 農林水産常任委員長相田日出夫議員。

○農林水産常任委員長（相田日出夫議員） 農林水産常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託になりました案件は、議第百五十号中本委員会所管分、議第百八十一号、議第百八十五号及び議第百九十四号中本委員会所管分の四議案であります。

これら案件の審査に当たりましては、執行部から説明を聴取し、審査の徹底を期したのであります。

審査の過程におきましては、付託議案はもとより所管行政の各般にわたり終始活発な質疑・質問がなされたのであります。

以下、その主な事項について申し上げますと、「今年度のサケの水揚げの状況及びサケの資源回復に向けた取組について」「米価高騰の折、安価な輸入米が増加する中で、中食・外食産業に対して県産米の消費拡大に向けた一層のPRが必要と考えるがどうか」「民間施設や中・大規模建築物の木造化・木質化の推進に向けた県の考え方について」「地域の伝統的な食文化を次代に受け継ぐための民間団体等の取組の掘り起こしとその情報発信について」「松くい虫被害の状況とその対応について」「令和八年六月末時点の米の民間在庫量の見通しについて。また、米の購買の動きが鈍く、供給過多が懸念されることについての県の受け止めについて」「米の供給過多が懸念される中においても『つや姫』『雪若丸』の増産を計画する県の考え方について」「みそ・しょうゆなどの原料となる県産米の価格高騰に対する支援スキーム及び想定する申請件数について」「カントリーエレベーターなど共同利用施設の施設更新に対する支援についての県の考え方について」など、各般にわたり質疑・質問、意見の開陳及び課題解決に向けた提案等がなされたのであります。

以上の経過をもって採決の結果、本委員会に付託になりました四議案については、全員異議なくいずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもって農林水産常任委員会における審査の経過と結果についての報告を終わります。

○議長（田澤伸一議員） 商工労働観光常任委員長江口暢子議員。

○商工労働観光常任委員長（江口暢子議員） 商工労働観光常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託になりました案件は、議第百五十号中本委員会所管分、議第百五十三号、議第百五十四号、議第百八十三号、議第百八十四号及び議第百九十四号中本委員会所管分の六議案であります。

これら案件の審査に当たりましては、執行部から説明を聴取し、審査の徹底を期したのであります。

審査の過程におきましては、付託議案はもとより所管行政の各般にわたり終始活発な質疑・質問がなされたのであります。

以下、その主な事項について申し上げますと、「山形県賃金引上げ緊急支援事業に係る制度設計の考え方及び現在の案に至った検討の経緯について」「山形県賃金引上げ緊急支援事業の今後のスケジュール及び事業者の負担軽減を目的とした申請手続の簡素化について」「地域別最低賃金の大幅な引上げにより影響を受ける中小企業等への支援に当たっては、県内企業の現状を踏まえ、不公平感が生じないよう幅広く支援できる制度にすべきと考えるがどうか」「急激な賃上げ等により、厳しい経営環境下にある県内企業の持続的な経営力向上に向けた今後の支援の在り方について」「カーボンニュートラルに取り組む県内企業に対する支援の状況について」「インバウンドの受入れ環境の整備に係る関係団体等からの要望の状況及び今後の対応について」「スポーツを核とした観光振興並びに交流人口及び関係人口の拡大に向けた今後の取組の方向性について」「企業の製品開発に対する検査・分析等の支援を行う県工業技術センターの利用状況及び設備の更新に向けた考え方について」「相次ぐ熊の出没による飲食業や宿泊業をはじめとした県内経済への影響について。また、『クマ被害により経営に影響を受けた中小企業者の経営安定に向けた特別金融相談窓口』における対応状況について」「山形県総合文化芸術館・魅力発信モールにおける指定管理料の考え方について」

ついて」「市町村が取り組む地域経済活性化に資するプレミアム商品券等発行事業への支援の詳細について」など、各般にわたり質疑・質問、意見の開陳及び課題解決に向けた提案等がなされたのであります。

以上の経過をもって採決の結果、本委員会に付託になりました六議案については、全員異議なくいずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもって商工労働観光常任委員会における審査の経過と結果についての報告を終わります。

○議長（田澤伸一議員） 建設常任委員長高橋弓嗣議員。

○建設常任委員長（高橋弓嗣議員） 建設常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託になりました案件は、議第百五十号中本委員会所管分、議第百五十五号から議第百五十九号まで、議第百六十三号中本委員会所管分、議第百七十号、議第百七十一号、議第百七十三号から議第百七十九号まで、議第百八十六号から議第百八十九号まで、議第百九十四号中本委員会所管分、議第百九十五号から議第百九十七号までの二十四議案であります。

これら案件の審査に当たりましては、執行部から説明を聴取し、審査の徹底を期したのであります。

審査の過程におきましては、付託議案はもとより所管行政の各般にわたり終始活発な質疑・質問がなされたのであります。

以下、その主な事項について申し上げますと、「空港機能強化検討会議における議論の概要及びそれらを踏まえた山形、庄内両空港に係る将来ビジョンの策定に向けた今後の進め方について」「労働安全衛生規則の改正に伴う県内建設事業者における熱中症対策の強化への対応状況について」「今般、追加提案のあった政府の補正予算に対応した県土強靭化に向けた事業の重点的な取組内容について」「青森県東方沖で発生した地震の直後における企業局の浄水場及び水道管路の点検状況について。また、水道管路の耐震化の状況及び今後の耐震化の進め方について」「山形県県営住宅条例の改正に伴う入居者資格の緩和により生じる影響について。また、県営住宅の空室の有効活用に向けた取組について」「地元建設事業者の受注機会の確保のため、入札参加に係る地域要件を実情に合わせて見直すべきと考えるがどうか」「県民ゴルフ場のさらなる利用拡大に向けた今後の取組の詳細について」「県の技術職員の技術力向上や建設DX等の最新技術の習得に向けた取組及び技術職員が少ない市町村に対する支援の状況について」「県管理河川における水位計の設置状況及び昨今の水害の頻発化・激甚化を踏まえた今後の設置方針について」など、各般にわたり質疑・質問、意見の開陳及び課題解決に向けた提案等がなされたのであります。

以上の経過をもって採決の結果、本委員会に付託になりました二十四議案については、全員異議なくいずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもって建設常任委員会における審査の経過と結果についての報告を終わります。

○議長（田澤伸一議員） 総務常任委員長梶原宗明議員。

○総務常任委員長（梶原宗明議員） 総務常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託になりました案件は、議第百五十号中本委員会所管分、議第百六十一号から議第百六十五号まで、議第百八十二号、議第百九十号から議第百九十二号まで及び議第百九十四号中本委員会所管分の十一議案並びに請願一件であります。

これら案件の審査に当たりましては、執行部から説明を聴取し、審査の徹底を期したのであります。

審査の過程におきましては、付託議案はもとより所管行政の各般にわたり終始活発な質疑・質問がなされたのであります。

以下、その主な事項について申し上げますと、「山形県移住交流ポータルサイト『やまがたごこち』の掲載情報の更新管理体制について。また、当該サイトのさらなる認知度向上に向けて取組を強化すべきと考えるがどうか」「『やまがたで学ぼう進学ガイドポータルサイト』の閲覧数及び高校生への周知状況について」「本県海外事務所については、中国のほかにも東南アジアやアメリカに目を向けるなど今後の在り方を検討する時期にあると考えるがどうか」「私立学校物価高騰対策事業費の詳細について」「特殊詐欺等の被害防止に向け、被害防止のための条例制定など県警察と連携して取組をさらに前進させながら、県を挙げて啓発活動を展開すべきと考えるがどうか」「大規模災害発生時における広域的な応援体制の詳細について」「県内市町村における地方創生に係る第二世代交付金の申請状況及び使途の詳細について」「東北公益文科大学の公立化に伴い策定する中期目標に掲げる『デジタルの知識や技術を身に付けた人材の育成』の達成に向けた教職員確保などの取組について」「市町村職員の人員不足が課題となる中、行政サービスの維持に向けた連携の在り方について」「今年度から配置している地域日本語教育コーディネーターの活動状況及び当該コーディネーターが不在となっている村山地域への配置の見通しについて」など、各般にわたり質疑・質問、意見の開陳及び課題解決に向けた提案等がなされたのであります。

以上の経過をもって採決の結果、本委員会に付託になりました十一議案については、全員異議なくいずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願の審査結果について申し上げます。

本委員会に付託になりました請願一件を審査した結果、請願三二号については、願意妥当と認め採択すべきものと決定いたしました。

次に、さきの定例会より継続審査に付されておりました請願一件の審査結果について申し上げます。

請願三一号については、なお調査検討の要ありと認め継続審査に付すべきものと決定いたしました。

以上をもって総務常任委員会における審査の経過と結果についての報告を終わります。

○議長（田澤伸一議員） 以上をもって各常任委員長の報告は終わりました。

この場合、討論の通告がありますので発言を許可いたします。一番石川涉議員。

○一番（石川 涉議員） 日本共産党山形県議団を代表し、議第百六十一号山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例等の一部を改正する条例の設定についてに対し反対の討論を行います。

本議案は、議員などの特別職の給与等を引き上げるためのものであり、今回は議員報酬の月額を三万円引き上げるなどの月額部分の改正が含まれています。

現在、県民の収入は最低賃金の引上げなど増加への機運は生じているものの、実質賃金の伸びは限定的であり、いまだ本格的な上昇傾向にあるとは言えません。

また、高齢者が多い本県において、年金受給者の受給額はマクロ経済スライドによって低く抑えられ、物価高騰に追いつかない状況が続いている。

こうした中で、比較的高額な特別職の報酬・給与の月額を増額することは時期尚早であり、県民の理解を得ることは難しいと考えます。

以上の理由から本議案に反対いたします。

○議長（田澤伸一議員） 以上で通告による討論は終わりました。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

まず、議案について採決いたします。

初めに、議第百六十一号山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例等の一部を改正する条例の設定についてを採決いたします。

お諮りいたします。議第百六十一号については、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（田澤伸一議員） 起立多数であります。よって、議第百六十一号は原案のとおり可決されました。

次に、ただいま採決いたしました一議案を除く四十六議案について採決いたします。

お諮りいたします。議第百五十号から議第百六十号まで、議第百六十二号から議第百九十二号まで及び議第百九十四号から議第百九十七号までの四十六議案については、いずれも原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田澤伸一議員） 御異議なしと認めます。よって、議第百五十号から議第百六十号まで、議第百六十二号から議第百九十二号まで及び議第百九十四号から議第百九十七号までの四十六議案はいずれも原案のとおり可決されました。

次に、請願について採決いたします。

お諮りいたします。これら請願については、いずれも関係常任委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田澤伸一議員） 御異議なしと認めます。よって、これら請願はいずれも関係常任委員長報告のとおり決定いたしました。

〔参考照〕

請願審査結果一覧表

令和7年12月定例会

区分	番号	受理年月日	関係委員会	件名	提出者	紹介議員	審査結果	措置
請願	32	7. 12. 1	総務	飛島の特定有人国境離島地域への追加指定を求める意見書の提出について	酒田市飛島字中村甲283番地 酒田市飛島コミュニティ振興会 会長 本間 俊明	石塚、 佐藤(正)、 相田(光)、 遠藤(和)、 柴田、小松、 伊藤(重)、 森田	採択	意見書提出
"	33	7. 12. 2	厚生環境	国に対し「OTC類似薬の保険適用除外を行わないことを求める意見書」の提出を求める請願	山形市松山三丁目14番60号 新日本婦人の会山形県本部 会長 奥山 一恵	石川(渉)、 関	継続	
"	34	"	"	「ひきこもり支援基本法の制定を求める意見書について」の請願	山形市旅籠町1-9-19 かたばみの会 代表 田中 美枝子	松井、 伊藤(香)、 柴田、小松、 吉村、木村、 奥山、 伊藤(重)、 森田	採択	意見書提出
"	35	"	"	山形県におけるひきこもり支援の制度拡充及び充実を求める請願	山形市旅籠町1-9-19 かたばみの会 代表 田中 美枝子	松井、 伊藤(香)、 柴田、小松、 吉村、木村、 奥山、 伊藤(重)、 森田	採択	知事送付

付託委員会	件数	審査結果			
		採択	不採択	継続審査	撤回
総務	1	1			
厚生環境	3	2		1	
計	4	3		1	

継続審査請願審査結果一覧表

令和7年12月定例会

区分	番号	受理年月日	関係委員会	件名	提出者	紹介議員	審査結果	措置
請願	31	7. 9.19	総務	「核兵器禁止条約の署名・批准と締約国会議へのオブザーバー参加を求める意見書」を提出することを求める請願	鶴岡市宝田一丁目3-23 生活協同組合共立社 理事長 渡邊 一弥	石川(涉)、 関	継続	

付託委員会	件数	審査結果			
		採択	不採択	継続審査	撤回
総務	1			1	
計	1			1	

日程第四十九山形県議会定数等検討委員会の調査終了報告について

○議長（田澤伸一議員） 次に、日程第四十九山形県議会定数等検討委員会の調査終了報告についてを議題に供します。

山形県議会定数等検討委員長の報告を求めます。山形県議会定数等検討委員長船山現人議員。

○山形県議会定数等検討委員長（船山現人議員） 山形県議会定数等検討委員会の調査の全部を終了いたしましたので、委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、令和九年四月の次期一般選挙に係る山形県議会議員の定数及び選挙区等について調査検討を行うため、令和五年十二月十五日、委員九名をもって設置され、以来十九回にわたり委員会を開催し、慎重に審査を行ってまいりました。

審査に当たっては、まず、都道府県議会議員の定数及び選挙区等に関する法制度、令和二年国勢調査の概要等について執行部の出席を求め説明を聴取するとともに、これまでの本県議会における議員定数や選挙区等に関する検討経過を整理し、「議員一人当たりの人口の格差は、議員の地域代表としての性格も考慮し、判例や関係法令との整合性を図る」「県内人口が減少している中、総定数は増やさない」「配当基数が一を下回る場合は、過去の合区の状況も踏まえつつ、合区を検討する」という定数等の検討における基本的原則を確認したところです。その上で、他都道府県議会の状況や令和二年国勢調査後の県内人口の動向を踏まえ、さらには、山形県市長会及び山形県町村会の役員等を参考人として招聘し意見聴取を行うなどしながら、調査検討を重ね、委員会の意見を取りまとめたのであります。

以下、その概要について申し上げます。

初めに、議員総定数、選挙区及び選挙区別定数については、いずれも現行どおりとするとの結論であります。

次に、結論に至った理由について申し上げます。

なお、今回の検討に当たって留意すべき重要な要素となる人口に関しましては、令和二年国勢調査の結果と併せ、県が公表する推計人口、具体的には令和七年十月一日現在の推計人口も用いることで、調査検討に万全を期したところです。

まず、議員総定数については、平成二十三年に廃止されるまで旧地方自治法で人口比例で上限規定が定められておりましたが、現時点においても他県において参考指標の一つとなっております。令和七年十月一日現在の本県の推計人口九十九万四千五百三十七人に対する旧地方自治法の議員総定数の上限は四十五人であり、現在の総定数四十三人は依然として当該上限を下回っております。

人口減少が急激に進む中、本県においては、平成十一年以降三回にわたり見直しを行うなど総定数削減の努力をしております。なお、他県においては、一、二回の見直しとなっている県が多く、より中期的な視点に立った検討が行われております。

これらの現状に加え、議員総定数の削減は、本県が抱える様々な課題に対し、地域の多様な声が議会に届きづらくなり、議会として団体意思の決定や政策の立案・提言を行うに当たり、地域の実情が反映されにくくなりかねないと、現在、常任委員会等において行われる専門的かつ多様な観点からの議論に影響が生じかねないことにも留意する必要があります。

以上のこと総合的に勘案し、議員総定数については、現行どおり四十三人とする結論に至りました。

次に、選挙区についてあります。

選挙区については、平成三十一年四月の一般選挙において西村郡及び西置賜郡に係る飛び地選挙区を解消して以降、現行の十七選挙区で二回、一般選挙が行われております。現行選挙区で令和二年国勢調査人口及び令和七年十月一日現在の県推計人口に基づいたいざれの試算でも、いわゆる任意合区の対象となる配当基數一を下回るのが、村山市選挙区、尾花沢市・北村郡選挙区及び東村郡選挙区の三選挙区となりました。一方で、これまで、本県では配当基數が強制合区となる〇・五に近づいている場合に合区しており、これら三選挙区は、その〇・五まで依然として開きがあります。

また、前回の定数等検討委員会検討結果報告書で検討が申し送りされた新庄市選挙区・最上郡選挙区については、人口比例で配分した場合、最上地域としての定数が現行の四人から二人へと半減するため、両選挙区を合区し三人の定数を確保することも考えられますが、合区した場合、選挙区の面積と選挙区内の市町村数が全選挙区の中で最大になります。このため、定数減と相まって、議員と住民や市町村の関係にも距離が生じ、地域の声が県政に届きにくくなることが懸念されるところです。あわせて、最上郡選挙区は、小規模自治体が多く、かつ県内で最も人口減少や少子高齢化が進む地域であること、また、こうした状況の下で、令和六年七月の豪雨災害に見られるように、大規模災害発生時には、県による迅速かつ継続的な町村支援が欠かせないことにも留意する必要があります。このような地域が抱える様々な課題への対応に当たり、県と町村のつなぎ役として、引き続き地域の実情に精通した県議会議員が果たす役割が重要になります。

以上を踏まえ、選挙区については、現行どおり十七選挙区とする結論に至りました。

次に、選挙区別定数についてあります。

令和二年国勢調査の結果と令和七年十月一日現在の県推計人口のいざれにおいても、人口比例配分とすれば、山形市選挙区及び天童市選挙区の定数がそれぞれ一人増加し、新庄市選挙区及び最上郡選挙区の定数がそれぞれ一人減少となり、二増二減となるところです。

しかし、最上地域の選挙区については、先ほど選挙区の検討の理由で述べた面積、市町村数、諸課題等の地域特徴があること、一人区となった場合、地域の多様な声が届きにくくなるとして、地域の有権者に不安を与えかねないと、また、本県は歴史的に、四つの地域が県民生活等の基本的なエリアとなっており、地域間の均衡ある発展を図る必要があることなどから、最上地域において一定の議員数を確保する必要があります。

また、増員選挙区となる山形市選挙区・天童市選挙区については、人口が令和二年国勢調査から山形市選挙区で約一万人、天童市選挙区で約二千人減少しており、人口減少の中で定数を増やすことには慎重を期す必要があります。

以上を踏まえ、均衡ある県勢の発展のため、引き続き県土全体のバランスを取りながら、地域の多様な声を県政に反映していくよう、山形市選挙区、天童市選挙区、新庄市選挙区及び最上郡選挙区に公職選挙法第十五条第八項ただし書の規定を適用し、現行どおりの選挙区別定数とする結論に至りました。なお、このただし書の規定の適用について、令和七年十月一日現在の県推計人口における選挙区間の議員一人当たりの人口の格差は一・九〇五倍であり、判例及び関係法令との整合性は図られております。

最後に、次の次、令和十三年四月の一般選挙に向けた定数等の検討に当たって留意していただきたい申し送り事項について申し上げます。

一つ目は、基本的原則の継続であり、これは、過去の委員会の報告書と同様の対応となります。

二つ目は、選挙区及び選挙区別定数の検討に当たっての留意事項であり、これは、今後も都市部と周辺部との間で人口格差の拡大が見込まれる中、今回の検討での「人口だけでなく、面積や市町村数、地域性等も考慮すべき」との考え方は、次期検討でも留意すべきとするものです。

三つ目は、議員総定数に係る検討ということで、本県人口が百万人を割り込み、今後も減少が見込まれる中、県民の理解を得ながら、議会の機能を十分に発揮していくよう、県議会のあるべき姿と併せ、議員総定数の在り方を議論していくことが必要とするものです。

これらに留意して、次期検討委員会においては検討していただくことを望むところであります。

以上をもって山形県議会定数等検討委員会の審査の経過と結果についての報告を終わります。

○議長（田澤伸一議員） 山形県議会定数等検討委員長の報告は終わりました。

日程第五十山形県議会定数等検討委員会の廃止につ
いて

○議長（田澤伸一議員） 次に、日程第五十山形県議会定数等検討委員会の廃止についてを議題に供します。

お諮りいたします。山形県議会定数等検討委員会は、委員長報告のとおり調査終了を承認し、本特別委員会を廃止することと決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田澤伸一議員） 御異議なしと認めます。よって、山形県議会定数等検討委員会については調査終了を承認し廃止することに決定いたしました。

日程第五十一発議第十六号から日程第五十三発議第
十八号までの意見書案三件

○議長（田澤伸一議員） 次に、日程第五十一発議第十六号北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書から、日程第五十三発議第十八号ひきこもり支援に関する法整備を求める意見書までの意見書案三件を一括議題に供します。

〔参考照〕

発議第16号

意 見 書 (案)
北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意
見書

北朝鮮による日本人拉致問題については、北朝鮮が日本人拉致を認めた平成14年の日朝首脳会談から20年以上が経過したが、解決に向けた具体的な進展が見られぬまま、多数の拉致被害者が未だ帰国できない状況にある。

第104代内閣総理大臣に指名された高市総理は、令和7年10月24日の所信表明演説において、拉致問題は内閣の最重要課題であり、全ての拉致被害者の一日も早い帰国を実現するために、あらゆる手段を尽くして取り組むと述べ、強い決意をもって臨む姿勢を示した。

拉致問題は、我が国の国家主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題であり、国の責任において解決すべき課題であるが、拉致被害者自身やその家族の高齢化が進み、特に家族会の親世代のメンバーは現在一人となっており、もはや一刻の猶予も許されない状況にある。

よって、国においては、国際社会と緊密に連携を図りながら、膠着した状況を開拓し、全ての拉致被害者の一日も早い帰国を実現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 あて

外務大臣

拉致問題担当大臣

内閣官房長官

山形県議会議長 田澤伸一

以上、発議する。

令和7年12月19日

提出者 山形県議会議会運営委員長 渋間佳寿美

発議第17号

意 見 書 (案)
飛島の特定有人国境離島地域への追加指定を求める
意見書

有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法は、我が国の領海、

排他的経済水域等を適切に管理する必要性が増大していることに鑑み、有人国境離島地域が有する我が国の領海、排他的経済水域等の保全等に関する活動の拠点としての機能を維持するため、特別の措置を講じ、もって我が国の領海、排他的経済水域等の保全等に寄与することを目的に、平成 28 年に制定された。

本土から約 39km の遠隔の地に位置する本県唯一の有人離島・飛島は、有人国境離島地域として、従前より島の漁業者が違法操業の監視や警察等への通報を行うなど、領海や排他的経済水域の保全等において重要な役割を果たしている。しかし、人口がピーク時から 9 割減少しており、今後、無人化のおそれが否定できない極めて厳しい状況にある。

こうした有人国境離島地域は、一度無人化すると、同法の趣旨である我が国の領海、排他的経済水域等の保全等に関する活動の拠点としての機能の維持が著しく困難となることから、早急に、地域社会の維持に向けた更なる支援を講じることが必要である。

よって、国においては、飛島が有人国境離島地域としての役割を安定的かつ継続的に担うための支援の充実に向け、早期に「特定有人国境離島地域」へ追加指定するよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣 あて

国土交通大臣

内閣府特命担当大臣

(海洋政策)

内閣官房長官

山形県議会議長 田澤伸一

以上、発議する。

令和 7 年 12 月 19 日

提出者 山形県議会総務常任委員長 梶原宗明

発議第 18 号

意 見 書 (案)

ひきこもり支援に関する法整備を求める意見書

内閣府が令和 5 年 3 月に公表した「こども・若者の意識と生活に関する調査」によれば、ひきこもり状態にある人は全国の 15 歳から 64 歳までの年齢層において 146 万人いると推計され、その割合は 50 人に 1 人に上っている。

こうした中、国においては、「子ども・若者育成支援推進法」や「生活困窮者自立支援法」により支援を行っているが、ひきこもり支援に特化した法律ではないことから、法律のはざまで支援対象とならないケースがある。

ひきこもり状態となった原因は、不登校や離職、病気、人間関係など多様であり、心理的要因や社会的要因などが複雑に重なり合っている。このため、本人が希望する社会とのつながり方も様々であり、一人一人に寄り添ったきめ細かで切れ目のない支援が必要である。

よって、国においては、ひきこもり支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための法律を整備するよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 あて

厚生労働大臣

山形県議会議長 田澤伸一

以上、発議する。

令和 7 年 12 月 19 日

提出者 山形県議会厚生環境常任委員長 石川正志

○議長（田澤伸一議員） この場合、お諮りいたします。これら意見書案は、議会運営委員会及び関係常任委員会において十分検討の上提出された案件でありますので、所定の手続を省略、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田澤伸一議員） 御異議なしと認めます。よって、所定の手続を省略、直ちに採決することに決定いたしました。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。発議第十六号から発議第十八号までの意見書案三件については、いずれも原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田澤伸一議員） 御異議なしと認めます。よって、発議第十六号から発議第十八号までの意見書案三件はいずれも原案のとおり可決されました。

なお、可決されました意見書の字句の整理は私に御一任願います。

日程第五十四議員の派遣について

○議長（田澤伸一議員） 次に、日程第五十四議員の派遣についてを議題に供します。

この場合、お諮りいたします。議員の派遣については、事件の性質上所定の手続を省略、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田澤伸一議員） 御異議なしと認めます。よって、所定の手続を省略、直ちに採決することに決定いたしました。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。本件については、お手元に配付の議員派遣一覧表のとおり議員を派遣いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田澤伸一議員） 御異議なしと認めます。よって、議員の派遣についてはお手元に配付のとおり派遣することに決定いたしました。

〔参 照〕

議 員 派 遣 一 覧 表

令和7年12月19日

番号	内 容
67	女性・若者と県議会議員との意見交換会 (1) 目 的 上記の意見交換会に出席するため (2) 場 所 山形市 (3) 期 間 令和8年1月23日(金) (4) 議員名 佐藤 寿、橋本 彩子、石川 正志、阿部 恒平、伊藤 香織

○議長（田澤伸一議員） 以上をもって今期定例会の議事は全部終わりました。

○議長（田澤伸一議員） 十二月定例会を閉じるに当たり御挨拶を申し上げます。

本年を振り返りますと、今後の県政を展望していく上で節目となる一年であったと考えております。

まず、一月には、五期目の吉村県政がスタートしました。知事におかれましては、県勢の発展により一層御尽力されることを御期待いたします。

次に、本年五月に本県人口が百万人を切りました。今後、県内の各方面にどんな影響が出るか注視して対応しなければなりません。

さて、本年の夏は記録的な猛暑や渇水となり、桃などの果樹の成育不良や稻の枯れ上がりなどに見舞われたほか、本県の主力農産物であるサクランボの収穫量が平成以降最少となるなど、本県農林水産業にとって大変厳しい一年と

なりました。

また、本年は、冬眠の時期を迎えたにもかかわらず全国的に熊の出没が相次ぎ、人的被害件数が統計開始以降最多を更新するなど、私たちの生命や暮らしの安心が脅かされる事態となりました。本県においても、支援組織を立ち上げ、県民の生命を守るために懸命に取り組んできたところであります。

一方、昨年、本県議会では、今年の熊の出没を予測したわけではありませんが、議員提案による「山形県鳥獣被害防止対策の推進に関する条例」を制定したところであります。本県の施策推進の一助となることを期待するところであります。

我々議員は、県民の身近にいる者として、県民の声にしっかりと耳を傾け、執行部と連携して県民が安心して暮らしていくける地域づくりに取り組んでいく使命があります。

こうした中、本県には、山形、庄内両空港の滑走路延長等の機能強化、米坂線及び陸羽東線の復旧、新スポーツ施設の整備、県立博物館の移転、そして山形新幹線米沢トンネル・仮称の早期整備実現など、インフラ整備を伴う大型プロジェクトが控えております。これらを今後どのように具現化していくのか、厳しい財政状況の中、県議会で多様な意見を公平公正に議論し集約していかなければなりません。

異常気象や既存インフラの経年劣化など課題の多い一年であります。明るい話題もありました。

七月、国土交通省から折原副知事が新たに就任され、十六年ぶりに副知事二人体制となりました。今後は、知事の指示の下、国と連携を取るべき分野ではこれまで以上に国との連携を深め、本県が抱える諸課題の解決を図る一方、県行政分野では高橋副知事との二人三脚で課題解決に向け前進させることを期待いたします。

また、十月には、高市内閣発足において、本県選出の鈴木憲和衆議院議員が農林水産大臣に就任されました。本県にとり非常に心強く、本県農政のさらなる発展に大きな期待が寄せられるところであります。

さらに、先ごろ発表されたアメリカの有力旅行メディアによる、「二〇二六年に行くべき世界の旅行先二十五選」において、我が国で唯一本県が選出されました。このことは、本県の交流人口拡大にとり大きなチャンスであり、本県挙げて効果的発信を行う必要があります。

来年は、県政施行百五十周年を迎えます。県議会では九月定例会よりペーパーレス化を本格的に実施しており、時勢に合わせた議会改革も実行しているところであります。

引き続き、県民の負託に応えるため、執行部の皆様と力を合わせ、さらなる県勢発展のため、議会としても覚悟を持って取り組んで参りたいと思います。

結びとなりますが、議員各位及び執行部の皆様におかれましては、時節柄なお一層御自愛いただき、よい年を迎えることを祈念申し上げ、挨拶といたします。

○議長（田澤伸一議員） 以上をもって令和七年山形県議会十二月定例会を閉会いたします。

午前 十一時 五十分 閉 会

議長	田	澤	伸	一
会議録署名議員	青	木	彰	榮
同	梶	原	宗	明
同	森	田		廣